

武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例（平成30年12月武蔵野市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(市長との協議)

第3条 旅館業者は、条例第4条の規定による協議（以下「計画事前協議」という。）を行う日又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請を行う日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した計画事前協議に係る届出書を市長に提出するものとする。

- (1) 旅館業の施設（以下「対象施設」という。）の客室数及び床面積
- (2) 対象施設の宿泊定員
- (3) 対象施設の高さ及び階数
- (4) 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む場合は、玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備
- (5) 従事者が常駐する場所
- (6) 事件又は事故が発生した場合の対応方法
- (7) 火災が発生した場合の対応方法及び防火設備
- (8) 騒音、ごみの分別その他の対象施設の周辺の住民等への配慮事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(標識の掲出等)

第4条 条例第6条の規定による標識の掲出等（以下「標識の掲出等」という。）は、次の各号に掲げる場所のいずれかに、日本工業規格A3以上の大きさの旅館業の施設の建築等・営業に係る計画のお知らせ（第1号様式）による標識を地面から当該標識の下端までの高さが少なくとも1メートル以上となるように設置することその他これに準ずる方法により行うものとする。

- (1) 対象施設の出入口
- (2) 対象施設の敷地の道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれ道路に接する部分）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公衆の見やすい場所として市長が特に認める場所

2 旅館業者は、標識の掲出等をしたときは、旅館業に係る標識の掲出等届

(第2号様式)により、市長に届け出るものとする。

3 旅館業者は、標識の掲出等をするときは、容易に破損し、又は倒壊しない方法でするとともに、記載事項が条例第6条に規定する掲出期間中に不明瞭にならないよう維持管理をするものとする。

4 旅館業者は、標識の掲出等をされた標識等(以下「標識等」という。)に記載された事項に変更があったときは、当該変更事項を市長に届け出たうえ、速やかに当該記載事項を変更するものとする。

(説明会の開催等)

第5条 条例第7条の規定による説明会の開催等(以下「説明会の開催等」という。)は、説明会を開催することその他これに準ずる方法により行うものとする。

2 説明会の開催等をするときは、次に掲げる事項についての説明をするものとする。

- (1) 対象施設及び当該対象施設が存する建築物の規模
- (2) 対象施設の敷地の形態及び規模
- (3) 対象施設の位置及び付近の建築物の位置の概要
- (4) 対象施設の構造及び設備
- (5) 旅館業の営業形態
- (6) 旅館業に係る管理運営方針
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(説明会の周知等)

第6条 説明会の開催等の周知は、説明会を開催する場合にあっては旅館業の施設の建築等・営業に係る計画に伴う近隣住民説明会のお知らせ(第3号様式。以下「案内板」という。)を、これに準ずる方法による場合にあっては当該案内板に類するものを標識等に近接した位置に設置することにより行うものとする。

2 前項の規定による案内板又はこれに類するものの設置(以下「案内板等の設置」という。)をする期間は、説明会の開催等をする日の少なくとも30日前から当該説明会等の終了の日までの間とする。

3 旅館業者は、案内板等の設置をしたときは、旅館業に係る説明会の案内板等設置届(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

4 旅館業者は、案内板等の設置をするときは、容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項が第2項に規定する設置期間中に不明瞭にならないよう維持管理をするものとする。

5 旅館業者は、第1項の規定による周知のほか、説明会の開催等にあたり、対象施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に存する住民等に対

し、説明会の開催等を周知するための書類（説明会を開催するときにあつては、説明会の日時、場所等を記載したものとする。）を説明会の開催等をする日の少なくとも30日前までに配布するものとする。

（説明会の開催等の報告）

第7条 旅館業者は、説明会の開催等をしたときは、旅館業に係る説明会等報告書（第5号様式）により、市長に報告するものとする。

（工事完了及び営業開始の届出）

第8条 旅館業者は、対象施設の建築等が完了したとき又は当該営業を開始したときは、旅館業の施設に係る工事完了・営業開始届（第6号様式）により、市長に届け出るものとする。

（計画廃止の届出）

第9条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業に係る計画を廃止しようとするときは、旅館業の施設の建築等・営業に係る計画廃止届（第7号様式）により、市長に届け出るものとする。

（勧告）

第10条 条例第8条第1項の規定による勧告は、旅館業の施設の建築等・営業に係る勧告書（第8号様式）を当該勧告に係る旅館業者に交付することにより行うものとする。

（委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。